

自動証明写真機設置協定書（案）

熊谷市と（以下、「甲」という。）と株式会社〇〇（以下、「乙」という。）とは、自動証明写真機（以下、「写真機」という。）の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲の施設である熊谷市役所本庁舎において、乙が写真機を設置することの取扱を定める事を目的とする。

（場所及び事業の実施）

第2条 甲は、別紙1の協定明細表に基づき、乙が管理する場所に甲が別途許可するところにより写真機を設置し、証明写真の販売を行うことを承認する。

2 前項の設置場所は、甲、乙間で協議の上、書面により変更することができる。

3 乙は、写真機の設置及び撤去に係る費用の全てを負担するものとする。

（管理内容）

第3条 乙は、写真機について次に掲げる内容を管理するものとする。

（1）消耗品の補給

（2）写真機の維持及び管理

（3）集金及び売上げ管理

（4）その他甲乙協議の上定める事項

（責任）

第4条 乙は、設置した写真機の管理及び当該写真機で販売する商品の品質について、甲及び当該写真機の利用者に対して責任を負うものとする。

2 乙は、写真機の維持及び管理について、甲及び当該写真機の利用者等の第三者に対して責任を負い、写真機に関する故障及び苦情に関して適切に対処するものとする。

（留意事項）

第5条 甲は、故障、破損、盗難事故及び消耗品切れ等の原因で写真機が正常に稼働しないような状況を確認した場合は、直ちにその状況を乙に通報するように努めなければならない。この場合においては、乙は、通報を受けたのち速やかに対応しなければならない。

（立ち入り）

第6条 甲は、乙の社員等が第2条に掲げる管理業務等を行う場合においては、甲の管理する施設への立ち入りを認めるものとする。この場合においては、乙は、甲の指示に従わなければならない。

（売上金の帰属）

第7条 本協定に基づく売上金は、乙に帰属するものとする。

（使用許可及び使用料）

第8条 乙は、写真機を設置するときには、地方自治法（昭和22年法律第67号）238条の4第7項に基づき、熊谷市長から熊谷市財産規則（平成17年10月1日規則第69号）

に基づく使用許可を、その設置期間について甲から受けなければならない。

2 乙は、前項に定める許可を受けるにあたり、熊谷市行政財産の使用料に関する条例（平成17年10月1日条例第65号）に基づく行政財産の使用料（以下、「使用料」という。）を甲に納付しなければならない。

3 その他、行政財産の管理に関する事項については、熊谷市財産規則及び関連規定に従うものとする。

（電気料金の支払）

第9条 乙は、設置する写真機に係る電気料金を負担するものとする。甲は電気料金を各月毎に日数に応じて算出し、乙に対して、4月から9月分までを10月に、10月分から翌年3月分までを年度末までに請求する。

（販売手数料）

第10条 写真機の販売手数料は、別紙1の協定明細表のとおりとし、販売手数料には消費税及び地方消費税を含む。

2 乙は、前項に定める販売手数料を別紙1の協定明細表に定める条件により甲に支払うものとする。

（瑕疵責任）

第11条 乙は、写真機の設置に係る瑕疵により、転倒等による庁舎等への被害、利用者等が受傷等の被害を被ったときは、甲に対して補修に要する費用を負担し、及び被害者の損害を賠償するものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第12条 甲及び乙は、本協定の各条項に違反することのないよう信義に従い、誠実に義務を履行しなければならない。

2 甲及び乙は、相手側の事前の承諾なく、本協定書上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その処分をしないものとする。

（秘密保持）

第13条 甲及び乙は、事実上知り得た機密事項については、第三者に漏えいしてはならない。

（解除権）

第14条 甲又は乙が、第13条の有効期間中に本協定を解除しようとする場合には、3か月前に相手方に書面にて通知することにより、本協定を将来に向かって解除することができる。

なお、設備の原状回復は、第13条の有効期間中に乙の責任と負担において行うものとする。

（裁判管轄）

第15条 本協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所へ行うものとする。

（疑義の解釈等）

第16条 本協定の定めに疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、
甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第17条 本協定に基づく写真機の設置期間は、運用開始の日から5年間とし、甲又は乙
のいずれかにより期間満了の3か月前までに書面による申し出がない限り、満了日の翌日
から1年間の自動更新とするものとする。ただし、更新を含めた期間は、3年間を限度と
する。

本協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保有する

令和7年 月 日

埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1

甲 熊谷市

熊谷市長 小 林 哲 也

乙

協定明細

設置先名称	熊谷市役所本庁舎	管理者	総務部庶務課長
設置場所	本庁舎 1 階市民課待合ホール		
設置機種名	証明写真機		
運用開始日	令和 7 年 8 月 3 0 日		
一撮影あたりの 販売額	円		
一撮影あたりの 販売手数料	総売り上げの %		
売上状況の報告	毎月、写真機の売上状況明細書を翌月末日までに発行する。		
販売 手 数 料 の 支 払 条 件	支払方法	甲が送付する納入通知書による	
	締切日	9 月及び 3 月末	
	支払日	原則として締切日の翌月末日	
売上 状 況 明 細 書 の 送 付 先	住 所	〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目 4 7 番地 1	
	名 称	熊谷市役所 総務部庶務課庶務係	